

明治国際医療大学奨学寄付金取扱規程

平成19年12月13日制定
平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成22年7月1日改正
平成23年4月1日改正
平成26年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、明治国際医療大学（以下「本学」という。）における奨学寄付金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「奨学寄付金」とは、本学の学術研究の振興及び助成を目的として、民間企業等の諸機関及び篤志家等の個人（以下「寄付者」という。）から研究内容及び研究者を指定して寄付される金銭をいう。

(受入手続)

第3条 寄付者は、所定の奨学寄付申込書を学長に提出し、その承諾を得るものとする。

(受入れ)

第4条 寄付者から寄付された奨学寄付金は、特別寄付金収入として受け入れる。

(証明交付)

第5条 寄付者には、特定公益増進法人証明書の写を発行する。

(配分)

第6条 奨学寄付金は、当該研究を実施する研究者に配分するものとする。

2 研究者に配分する奨学寄付金のうち、総額の10%を管理経費として徴収する。

(計画書)

第7条 奨学寄付金を配分された研究者は、2週間以内に所定の奨学寄付金計画書を学長に提出しなければならない。

(支出)

第8条 奨学寄付金は、研究者がその研究目標達成のため適正に支出しなければならない。

2 会計処理に関しては、「明治国際医療大学受託研究に関する取扱規則」に準ずるものとする。

(事務)

第9条 奨学寄付金の受け入れに関する事務は、大学事務局研究支援課において処理し、その経理については、本部事務局財務課において処理する。

附 則 この規程は、平成19年12月13日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

寄 附 申 込 書

平成 年 月 日

明治国際医療大学長 殿

寄附者

住所

氏名

印

(法人にあつては代表者の職・氏名)

下記のとおり、寄附講座に係る経費の寄附を申し込みます。

記

寄附講座の名称(案)	第一希望	
	第二希望	
設置目的		
設置期間		
寄附金額	総額	円
寄附の方法		
その他参考となる事項		

(注) 寄附の方法には、一括寄附又は分割寄附の区別、分割寄附の場合は、その時期、金額を明示して下さい。

様式第2号

寄 附 講 座 の 概 要

- 1 学部等名
- 2 寄附講座の名称（案）
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附金額（施設設備等を併せて寄附する場合はその概要）
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 本学担当予定教員名及び職名
- 10 寄附講座の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む）